

補助事業の対象となる者	住宅耐震化補助	
	住宅耐震改修計画策定費補助	
	次に掲げる要件をすべて満たす者。 1 市内に所在する昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された住宅（共同住宅、賃貸住宅及び店舗等併用住宅(店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の 1/2 未満のものに限る。)を含む。)のうち、次の各号のいずれかに該当する住宅を所有する者。 (1) 耐震診断の結果、安全性が低いと診断されるもの (2) 平成 12 年度から 14 年度に実施した「わが家の耐震診断推進事業」で、診断の結果安全性が低いと診断されたもの (3) 平成 17 年度から実施している「簡易耐震診断推進事業」で、診断の結果安全性が低いと診断されたもの 2 兵庫県住宅再建共済制度に加入している又は加入する住宅を所有する者。	
補助事業の対象となる経費	補助事業の対象となる住宅の耐震診断及び耐震改修計画策定に要する経費	
補助率	2 / 3	
補助金の額	住戸建	実際の耐震診断・耐震改修計画策定に要する費用に補助率を乗じた額又は 200,000 円のいずれか低い額(千円未満の端数切捨て)。 ただし、耐震診断の結果、地震に対して安全な構造であることが確認できたため、耐震改修計画の策定を実施しない場合にあつては、33,000 円を限度とする。
	住共同	実際の耐震診断・耐震改修計画策定に要する費用（補助事業の対象となる者が所有する住宅にかかる部分に要する費用に限る。）に補助率を乗じた額又は 120,000 円に補助事業の対象となる者が所有する住宅の戸数を乗じた額のいずれか低い額(千円未満の端数切捨て)。 ただし、耐震診断の結果、地震に対して安全な構造であることが確認できたため、耐震改修計画の策定を実施しない場合にあつては、40,000 円／戸を限度とする。
適用除外する事項	—	
その他の事項	1 策定される耐震改修計画が、地震に対して安全な計画となっていること又は耐震診断の結果により、地震に対して安全な構造であることを確認できること。 2 区分所有の共同住宅における補助の対象となる戸数は、補助事業の対象となる者が所有する戸数とする。	

補助事業の対象となる者	住宅耐震化補助	
	住宅耐震改修工事費補助	
	次に掲げる要件をすべて満たす兵庫県民(個人)。 1 市内に所在する昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された住宅（共同住宅、賃貸住宅及び店舗等併用住宅(店舗等併用住宅については、店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の 1/2 未満のもの)を含む。)のうち、次の各号のいずれかに該当する住宅（県補助事業「ひょうご住まいの耐震化促進事業」(「住宅耐震改修計画策定費補助」、「簡易耐震改修工事費補助」、「簡易な耐震改修定額助成」、「シェルター型工事費補助」又は「住宅耐震改修工事費補助(居室耐震型改修工事)」を除く)の補助金をうけたものを除く)を所有する者。 (1) 耐震診断の結果、安全性が低いと診断されたもの (2) 平成 12 年度から 14 年度に実施した「わが家の耐震診断推進事業」で、診断の結果安全性が低いと診断されたもの (3) 平成 17 年度から実施している「簡易耐震診断推進事業」で、診断の結果安全性が低いと診断されたもの 2 所有者の所得が 12,000 千円(給与収入のみの者にあつては、給与収入が 14,421,053 円)以下の者。 3 兵庫県住宅再建共済制度に加入している又は加入する住宅を所有する者。	
補助事業の対象となる経費	補助事業の対象となる住宅の耐震改修工事に要する経費（但し戸建住宅においては総額 50 万円以上のものに限る）。	
補助率	戸建住宅：定額、共同住宅：1 / 2	

補助金の額	戸建住宅	補助事業の対象となる経費が 50 万円以上 100 万円未満の場合は 50 万円、100 万円以上 200 万円未満の場合は 80 万円、200 万円以上 300 万円未満の場合は 110 万円、300 万円以上の場合は 130 万円) とする。 ただし、県補助事業「ひょうご住まいの耐震化促進事業」のうち「簡易耐震改修工事費補助」、「簡易な耐震改修定額助成」、「シェルター型工事費補助」又は「住宅耐震改修工事費補助（居室耐震型改修工事）」の補助金を受けた住宅にあっては、過去に受けた補助金の額を控除する。
	共同住宅	実際の耐震改修工事に要する費用（補助事業の対象となる者が所有する住宅にかかる部分に要する費用に限る。）に補助率を乗じた額又は 400,000 円に補助事業の対象となる者が所有する住宅の戸数を乗じた額のいずれか低い額（千円未満の端数切捨て）
適用除外する事項	—	
その他の事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>耐震改修の結果、地震に対して安全な構造となっていること。</li> <li>区分所有の共同住宅における補助の対象となる戸数は、補助事業の対象となる者が所有する戸数とする。</li> <li>補助事業の対象となる耐震改修工事は、兵庫県「住宅改修事業の適正化に関する条例」に基づく住宅改修業者登録制度等へ登録し、かつ、補助実績の公表に同意した事業者との契約による工事であること。</li> </ol>	

補助事業の対象となる者	部分型耐震化補助
	簡易耐震改修工事費補助
	次に掲げる要件をすべて満たす県民(個人)。 <ol style="list-style-type: none"> <li>市内に所在する昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された戸建住宅（賃貸住宅及び店舗等併用住宅(店舗等併用住宅については、店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の 1/2 未満のものに限る。)を含む。)のうち、次の各号のいずれかに該当する住宅（県補助事業「ひょうご住まいの耐震化促進事業」（「住宅耐震改修計画策定費補助」を除く）の補助金を受けたものを除く）を所有する者。  (1) 耐震診断の結果、上部構造評点が 0.7 未満又は <math>I_s0.3</math> 未満のもの  (2) 平成 12 年度から 14 年度に実施した「わが家の耐震診断推進事業」で、診断の結果評点が 0.7 未満のもの  (3) 平成 17 年度から実施している「簡易耐震診断推進事業」で、診断の結果評点が 0.7 未満のもの</li> <li>所有者の所得が 12,000 千円(給与収入のみの者にあつては、給与収入が 14,421,053 円)以下の者。</li> <li>兵庫県住宅再建共済制度に加入している又は加入する住宅を所有する者。</li> </ol>
補助事業の対象となる経費	補助事業の対象となる住宅の所有者が実施する耐震診断、耐震改修計画策定及び耐震改修工事（総額が 500,000 円以上のものに限る。）に要する経費。ただし、「住宅耐震改修計画策定費補助」の補助金を受けた住宅にあっては、耐震診断及び耐震改修計画策定に要する経費を除く。
補助率	定額
補助金の額	500,000 円。ただし、耐震診断の結果、上部構造評点が 0.7 以上又は $I_s$ 値が 0.3 以上であることが確認できたため、耐震改修計画の策定及び耐震改修工事を実施しない場合にあっては、33,000 円（定額）とする。
適用除外する事項	—
その他の事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>耐震改修の結果、上部構造評点が 0.7 以上若しくは <math>I_s</math> 値が 0.3 以上となっていること又は耐震診断の結果上部構造評点が 0.7 以上若しくは <math>I_s</math> 値が 0.3 以上であることが確認できること。</li> <li>補助事業の対象となる耐震改修工事は、兵庫県「住宅改修事業の適正化に関する条例」に基づく住宅改修業者登録制度等へ登録し、かつ、補助実績の公表に同意した事業者との契約による工事であること。</li> </ol>

別に定める事項

関係条項	内容	
	住宅耐震改修計画策定費補助	
第5条 (交付申請)	(添付書類) 1 様式第耐震1-1号(耐震診断・耐震改修計画策定住宅概要書) 2 住宅の所有者及び建築年月が確認できる書類で、次の各号のいずれかの写し (1) 住宅の建築時の建築確認通知書又は検査済証 (2) 住宅の登記事項証明書 (3) 住宅の固定資産課税台帳登録証明(建築年月が記載されたもの) (4) その他住宅の所有者、建築年月を証明する書類 3 住宅の付近見取り図(方位、道路及び目標となる地物を明示したもの) 4 耐震診断・耐震改修計画策定費用の見積書 5 区分所有の共同住宅である場合は次に掲げる書類 (1) 交付申請内容を行うことについて管理組合の議決等を経たことを証する書類 (2) 戸数及び住戸ごとの専用面積が確認できる書類 (3) 管理組合の理事長等が代表して申請する場合は、理事長等であることを証する書類 (4) 店舗併用住宅である場合は、住宅に関する部分の補助対象経費の算定に必要となる書類 6 委任状(代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人の資格(建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号(登録府県名等)を記載したもの) (指定期日) 当該各事業に着手する前。	
第8条第1項 (内容変更申請)	(軽微な経費配分の変更) 補助金の額に変更を生じないもの。	
	(軽微な事業内容の変更) 次に掲げるもの以外の場合で、補助金の額に変更を生じないもの。 1 補助事業の対象となる住宅の変更	
第9条第1項 (変更交付申請)	(添付書類) 第5条関係の各添付書類に準じる。	
	(指定期日) 補助金の額に変更が生じると判明してから遅滞なく	
第10条第1項 (遂行状況報告)	(報告事項等) 1 事業の遂行状況 2 今後の見通し(完了予定年月日)及び所見	
第11条 (実績報告)	(添付書類) 1 様式第耐震2号(補助金算定・精算書) 2 耐震改修工事費用の見積書 3 交付決定通知書の写し 4 様式第耐震3号(耐震診断報告書) 5 住宅耐震改修に係る図書 (1) 配置図 (2) 平面図、立面図(耐震改修前後) (3) その他耐震改修計画内容が確認できる図書 6 耐震改修計画策定に係る契約書の写し及び領収書の写し 7 兵庫県住宅再建共済制度加入証書の写し又は兵庫県住宅再建共済制度加入申込書の写し 8 委任状(代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人の資格(建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号(登録府県名等)を記載したもの) (指定期日) 当該各事業完了の日から起算して30日を経過した日、又は当該各事業が完了した日の属する市(町)の会計年度の3月24日のいずれか早い日。	
	第21条第1項 (財産の処分制限)	(処分制限期間) -

関係条項	内容	
	住宅耐震改修工事費補助	

<p>第5条 (交付申請)</p>	<p>(添付書類)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 様式第耐震1-2号(耐震改修工事住宅概要書)</li> <li>2 様式第耐震2号(補助金算定・精算書)</li> <li>3 住宅の所有者及び建築年月が確認できる書類で、次の各号のいずれかの写し(全住戸分) <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 住宅の建築時の建築確認通知書又は検査済証</li> <li>(2) 住宅の登記事項証明書</li> <li>(3) 住宅の固定資産課税台帳登録証明(建築年月が記載されたもの)</li> <li>(4) その他住宅の所有者、建築年月を証明する書類</li> </ol> </li> <li>4 様式第耐震3号(耐震診断報告書)</li> <li>5 所得証明書の写し(全住戸分)</li> <li>6 住宅耐震改修に係る図書 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 付近見取り図(方位、道路及び目標となる地物を明示したもの)</li> <li>(2) 配置図</li> <li>(3) 平面図、立面図(耐震改修前後)</li> <li>(4) その他耐震改修工事内容が確認できる図書</li> </ol> </li> <li>7 区分所有の共同住宅である場合は、次に掲げる書類 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 交付申請内容を行うことについて管理組合の議決等を経たことを証する書類</li> <li>(2) 戸数及び住戸ごとの専用面積が確認できる書類</li> <li>(3) 管理組合の理事長等が代表して申請する場合は、理事長等であることを証する書類</li> <li>(4) 店舗併用住宅である場合は、住宅に関する部分の補助対象経費の算定に必要となる書類</li> </ol> </li> <li>8 改修工事を実施する事業者の兵庫県「住宅改修事業の適正化に関する条例」に基づく住宅改修業者登録制度による登録証の写し</li> <li>9 様式第耐震5-1号(耐震改修工事实績公表同意書)</li> <li>10 委任状(代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人の資格(建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号(登録府県名等)を記載したもの)</li> </ol> <p>(指定期日) 当該各事業に着手する前。</p>
<p>第8条第1項 (内容変更申請)</p>	<p>(軽微な経費配分の変更) 補助金の額に変更を生じないもの。 (軽微な事業内容の変更) 次に掲げるもの以外の場合で、補助金の額に変更を生じないもの。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 補助事業の対象となる住宅の変更</li> </ol>
<p>第9条第1項 (変更交付申請)</p>	<p>(添付書類) 第5条関係の各添付書類に準じる。</p>
<p>第10条第1項 (遂行状況報告)</p>	<p>(指定期日) 補助金の額に変更が生じると判明してから遅滞なく</p>
<p>第10条第1項 (遂行状況報告)</p>	<p>(報告事項等)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業の遂行状況</li> <li>2 今後の見通し(完了予定年月日)及び所見</li> </ol>
<p>第11条 (実績報告)</p>	<p>(添付書類)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 様式第耐震2号(補助金算定・精算書)</li> <li>2 交付決定通知書の写し</li> <li>3 様式第耐震4号(耐震改修工事实績確認書)</li> <li>4 耐震改修工事に係る請負契約書の写し及び工事代金領収書の写し</li> <li>5 兵庫県住宅再建共済制度加入証書の写し又は兵庫県住宅再建共済制度加入申込書の写し</li> <li>6 様式第耐震5-2号(耐震改修工事实績公表内容報告書)</li> <li>7 委任状(代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人の資格(建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号(登録府県名等)を記載したもの)</li> </ol> <p>(指定期日) 当該各事業完了の日から起算して30日を経過した日、又は当該各事業が完了した日の属する市(町)の会計年度の3月24日のいずれか早い日。</p>
<p>第21条第1項 (財産の処分制限)</p>	<p>(処分制限期間) —</p>

<p>関係条項</p>	<p>内 容 簡易耐震改修工事費補助</p>
-------------	----------------------------

<p>第5条 (交付申請)</p>	<p>(添付書類)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 様式第耐震簡1号(耐震改修住宅概要書)</li> <li>2 住宅の所有者及び建築年月が確認できる書類で、次の各号のいずれかの写し <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 住宅の建築時の建築確認通知書又は検査済証</li> <li>(2) 住宅の登記事項証明書</li> <li>(3) 住宅の固定資産課税台帳登録証明(建築年月が記載されたもの)</li> <li>(4) その他住宅の所有者、建築年月を証明する書類</li> </ol> </li> <li>3 所得証明書の写し</li> <li>4 付近見取り図(方位、道路及び目標となる地物を明示したもの)</li> <li>5 改修工事を実施する事業者の兵庫県「住宅改修事業の適正化に関する条例」に基づく住宅改修業者登録制度による登録証の写し</li> <li>6 様式第耐震5-1号(耐震改修工事実績公表同意書)</li> <li>7 委任状(代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人の資格(建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号(登録府県名等)を記載したもの)</li> </ol> <p>(指定期日) 当該各事業に着手する前。</p>
<p>第8条第1項 (内容変更申請)</p>	<p>(軽微な経費配分の変更) 補助金の額に変更を生じないもの。 (軽微な事業内容の変更) 次に掲げるもの以外の場合で、補助金の額に変更を生じないもの。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 補助事業の対象となる住宅の変更</li> </ol> <p>(添付書類) 第5条関係の各添付書類に準じる。</p>
<p>第9条第1項 (変更交付申請)</p>	<p>(添付書類) 第5条関係の各添付書類に準じる。 (指定期日) 補助金の額に変更が生じると判明してから遅滞なく</p>
<p>第10条第1項 (遂行状況報告)</p>	<p>(報告事項等)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業の遂行状況</li> <li>2 今後の見通し(完了予定年月日)及び所見</li> </ol>
<p>第11条 (実績報告)</p>	<p>(添付書類)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 様式第耐震簡2号(補助金精算書)</li> <li>2 交付決定通知書の写し</li> <li>3 様式第耐震簡3号(耐震診断報告書)</li> <li>4 住宅耐震改修に係る図書 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 配置図</li> <li>(2) 平面図、立面図(耐震改修前後)</li> <li>(3) その他耐震改修工事内容が確認できる図書</li> </ol> </li> <li>5 様式第耐震簡4号(耐震改修工事実施確認書)</li> <li>6 耐震診断、耐震改修計画策定、耐震改修工事に係る請負契約書の写し及び領収書の写し</li> <li>7 兵庫県住宅再建共済制度加入証書の写し又は兵庫県住宅再建共済制度加入申込書の写し</li> <li>8 様式第耐震5-2号(耐震改修工事実績公表内容報告書)</li> <li>9 委任状(代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人の資格(建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号(登録府県名等)を記載したもの)</li> </ol> <p>(指定期日) 当該各事業完了の日から起算して30日を経過した日、又は当該各事業が完了した日の属する県の会計年度の3月24日のいずれか早い日。</p>
<p>第21条第1項 (財産の処分制限)</p>	<p>(処分制限期間) ー</p>